

## 山口市体育施設使用料の減免に係わる遵守事項等

### 1. 使用料の減免を受ける団体の要件

山口市または山口市教育委員会が主催し、または共催する事業のために使用する場合を除き、次の項目のすべてに該当する団体は、使用料の減免を受けることができる。

- (1) 代表者（活動に参加できる方）が成人であること。
- (2) 市内在住者または市内在勤者が10名以上（テニスは4名以上）の団体であること。
- (3) 団体構成員の8割以上が、市内在住者または市内在勤者のいずれかに該当すること。

### 2. 使用料の減免申請・許可

使用料の減免については、学校開放施設は山口市教育委員会において、社会体育施設は山口市総合体育館において、次の手順で申請し、許可を受けることができる。

- ①山口市体育施設利用団体登録の申請
- ②山口市体育施設使用料減免の申請
- ③山口市体育施設使用許可の申請

### 3. 減免対象施設

減免の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校開放施設  
市内の全小中学校のグラウンド及び体育館
- (2) 社会体育施設  
高富体育館、大桜グラウンド、梅原スポーツランド（グラウンドのみ）、美山総合運動場、葛原運動場、みやまジョイフル倶楽部（体育館のみ）、美山テニスコート、谷合運動場、富波運動場、富波体育館、乾運動場、乾体育館

### 4. 遵守事項

減免許可を受け体育施設の使用許可の申請をするにあたり、または体育施設を使用するにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 複数の体育施設を、同時に重複して使用許可の申請をしないこと。
- (2) 使用を希望する日以外に、体育施設の仮押さえをしないこと。
- (3) 団体登録された方のうち、一部の方による体育施設の個人的な使用はしないこと。
- (4) 他の団体または個人に体育施設を又貸ししないこと。
- (5) 使用許可を受けた施設の使用をキャンセルする場合、天候不順等のやむを得ない場合を除き、学校開放施設は使用日の1日前までに、社会体育施設は使用日の3日前までにキャンセルの手続きを行うこと。
- (6) 「山口市体育施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則」並びに「管理上の指示」を守ること。
- (7) その他、偽りまたは不正な行為により、体育施設の使用許可の申請または体育施設の使用をしないこと。

### 5. 使用許可の取り消し等

山口市教育委員会または山口市総合体育館は、遵守事項等に違反したと認められる団体に対し、その使用の許可を取り消し、またはその使用の中止若しくは停止を命じることがある。

【お問い合わせ先】

◎学校開放施設 山口市教育委員会生涯学習課  
〒501-2192 山口市高木1000番地1 電話0581-22-6845

◎社会体育施設 山口市総合体育館  
〒501-2113 山口市高木1675番地 電話0581-22-6622